

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年11月28日認可した。

平成28年12月2日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下牛池地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池奥地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新開地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）実相寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又上ざこ地区